# 第一章

## 住宅マスタープラン(京都市住生活 基本計画)の位置付け

#### ■ 策定の背景と経過

京都市では、平成13年12月に現在の「京都市住宅マスタープラン」を策定し、「いきいき市民居住の実現」を目標に、市民の安らぎのある暮らしを支えるための多様な住宅施策の展開を図ってきました。

財政上の問題から十分に進められなかったものもありますが、「京町家の保存再生」や「高齢者・身体に障害のあるひとへの住宅改善の支援」、「耐震診断の積極的な推進」等8つのシンボルプロジェクトとして掲げたものについては、概ね実施してきました。「バリアフリー化」等、数値目標を掲げていたものは、着実な改善は見られたものの、目標値を達成するまでには至りませんでした。

この間,国は平成18年6月に,「住生活基本法」を施行し,これからの本格的な少子高齢社会,人口減少社会の到来に備え,現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するために,住宅セーフティネットの確保を図りつつ,健全な住宅市場を整備するとともに,国民の住生活の「質」の向上を図る住宅政策へ本格的に転換する道筋を示しました。

さらに、平成19年7月には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「住宅セーフティネット法」という。)」が施行され、住宅確保要配慮者として、公営住宅法が対象としている「住宅に困窮する低額所得者」だけでなく、高齢者や障害のある市民、子育て世帯等がその範囲として定義されました。

京都市においては、平成19年9月から、京都の優れた景観を守り、育て、50年後、100年後の未来へと引き継いでいくために新景観政策を施行しました。

また、地球温暖化対策が喫緊の課題である 状況において、平成21年1月には国から環境 モデル都市に選出され、そのシンボルプロジェ クトとして、「低炭素社会の実現」を目指す「木 の文化を大切にするまち・京都」戦略を掲げま した。

このように、少子高齢化や人口減少社会の到来などの社会情勢の変化、地球温暖化防止のための更なるCO2削減などに対し、住宅政策としても的確に対応するため、新たな京都市住宅マスタープラン(以下、「住宅マスタープラン」という。)を策定することになりました。

住宅マスタープランを策定するに当たっては、平成20年10月に市長から京都市住宅審議会に対し、「新たな住宅マスタープランの策定に向けた住宅政策の基本的な考え方について」及び「公的住宅のあり方について」という内容で諮問を行いました。

京都市住宅審議会では、7回の本会議とともに、専門的審議のため、公的住宅小委員会、分譲マンション小委員会、市場小委員会の3つの小委員会を設け、17回、計24回にわたる審議を経て、平成21年11月に答申を受けました。住宅マスタープランは、この答申の内容を踏まえたものです。

#### 2 住宅マスタープランの役割

京都は長い歴史を持つ都市であり、大きな 戦災を免れたこともあり、現在も伝統的な木 造住宅が建ち並ぶ特徴的な町並みを残してい

るほか,職と住が近接する独自の住環境やコミュニティを形成しています。また,すまいを手入れしながら大切に暮らすことや,自然

を生かした暮らしの文化を先人達から引き継いできました。

このような京都らしいすまいの文化は、今日、世界的に求められている低炭素社会の実現に大きく寄与するものであり、京都の暮らしの豊かさを実感できる、持続可能で良質な

すまい・まちづくりの資源として積極的に生かし、未来に引き継いでいくことが大切です。

この住宅マスタープランは、京都らしいすまいの文化の継承と発展に寄与し、市民、事業者、行政が協働する今後の京都のすまいづくりの指針となるものです。

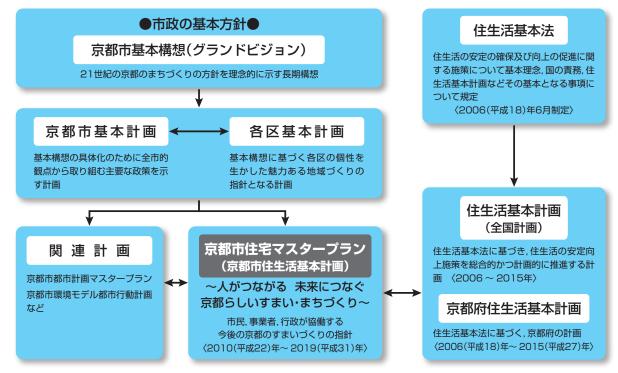
### 3 住宅マスタープランの位置付け

この住宅マスタープランは、平成21年11月の京都市住宅審議会の答申を踏まえて行政計画として策定したものであり、「京都市基本計画」を上位計画とする住宅部門の基本計画となります。

また、平成18年に施行された住生活基本法

に基づき、住生活基本計画(全国計画)や京都 府住生活基本計画が策定されました。この住 宅マスタープランは、これらの住生活基本計 画に沿ったものであり、京都市住生活基本計 画を兼ねるものでもあります。

#### ■住宅マスタープラン(京都市住生活基本計画)の位置付け



#### 4 計画期間と推進の仕組み

2010(平成22)年度から2019(平成31) 年度までの10年間を計画期間とします。

また、社会動向や施策の効果を踏まえ、住宅マスタープランに掲げる施策のうち、特に短期的に取り組む施策としたものを中心に5年を目途に進捗状況を点検し、見直し等を行います。

進捗状況の点検及び見直しに当たっては,京都市住宅審議会での審議のほか,具体的な統計・調査による到達点の把握や課題の解決のため,事業者等との連携のもとで総合的な検証を進めることとします。